

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 15 日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市太白区南大野田 29-1

氏名 仙台市水道事業管理者 芳賀 洋一

2 開発事業の名称及び目的

名称 福岡浄水場場内配水池築造事業

目的 配水池を整備するため

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市泉区福岡字大沢 4-2 地内、

仙台市泉区福岡字城ノ内裏 32-2 地内

面積 5,100 平方メートル

4 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。

ただし、付帯意見に留意されたい。

(付帯意見)

(1) 環境への配慮

緑化や植栽の計画にあたっては、既存の植生状況を踏まえるとともに、極力既存の森林を残すよう努め、環境に対する影響を軽減するように配慮すること。

(2) 景観への配慮

開発事業地を望む眺望を踏まえ、景観シミュレーション等により緑地等の配置を検討し、極力景観を阻害しないように配慮すること。

(3) 地域住民の生活環境への配慮

土地の改変に伴う土砂災害の防止に加え、事業区域からの濁水の流出を防止し、地域住民の生活環境に影響を与えないように配慮すること。

(4) 周辺の交通事情への配慮

工事期間中においては、工事車両等により交通量が増加することから、安全運転を行い、地域住民の安全を確保すること。